

議案第 5 1 号

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例

川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

| 高度地区の種別 | 高さ |
|---------|----------|
| 第 1 種 | 1 0 メートル |
| 第 2 種 | 1 5 メートル |
| 第 3 種 | 2 0 メートル |
| 第 4 種 | |

附 則

この条例は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市計画に定める高度地区の種別の新設に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。